

適正な決算書の作成と格付けランクアップ

金融機関としては中小企業貸出の信用リスクや金融機関自身の資産内容の評価（自己査定）に向けた信用格付け・債務者区分の算定業務に対する負荷は、今後も増えていきます。提出された決算書や財務報告を、金融機関共通の会計基準で吟味し、その企業の真の強さを発見し定性分析情報の評価を行います。実は、金融機関には貸出現場の法人税確定申告用の決算書と減損会計・時価会計の決算書の2つの決算書があり、金融機関の本部では、中小企業の経営状況や収支動向をみるためには後者の決算書が常識となっています。金融機関としては、この「実態バランスシート」によって企業の融資実行条件の可否やその条件変更を決定することになっているのです。

「中小企業に関する会計指針」又は「中小企業の会計に関する基本要領」は、「実態バランスシート」という減損会計・時価会計に準拠する財務報告を行う指針です。この中小企業会計指針（又は中小会計要領）に基づく財務報告の提出は、金融機関としても格付評価・審査・自己査定などの効率化が図れ、種々のリスクが軽減化され、中小企業に対しても上場企業に準じるように、積極的な資金供給が可能になります。つまり信頼性のある決算書を提出することにより金融機関と中小企業との信頼関係は強くなり、金融機関の資金供給また中小企業の資金調達が円滑に行われるようになります。

中小企業会計指針（又は中小会計要領）に基づく決算書や財務報告を導入すると、その導入期に財務指標が悪化する可能性があります。しかし、企業審査の第2第3プロセスである定性分析情報評価で、その格付を本来のレベルまでアップすることができることになっています。

具体的には経営改善計画・再建計画の作成や金融機関に対して積極的に数値化できない企業の情報についての提供を行い格付アップを図ることが大事になるでしょう。その際に会計事務所等の専門家の協力を仰ぐことも必要になるかもしれません。

出典：「実践！経営助言」TKC出版